

認定こども園の認定要件・認可基準及び施行に関する取扱要領

第1 趣旨

この要領は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則（平成26年静岡県規則第77号。以下「要件規則」という。）、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する規則（平成26年静岡県規則第76号。以下「基準規則」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年静岡県規則第75号。以下「施行細則」という。）に基づいて幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者に関する事項

- 1 設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者の場合は、別表に定める基準を満たすこと。
- 2 法第3条第5項第4号のイからチのいずれにも該当しないことを確認するため、様式第8号による誓約書を提出すること。

第3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する事項

- 1 要件規則第2条第3項の規定により置かなければならない調理員の数は、自園調理した食事を提供する子どもの数に応じて必要な数を配置すること。
- 2 要件規則第4条第3項ただし書に規定する適当と認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者で、認定の申請の前に採用された者をいうものとすること。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設に在籍している者
 - (2) 児童福祉法第18条の8に規定する保育士試験を申請日前2年以内に受験した者
 - (3) 保育に関する業務の経験があり、かつ、児童福祉法第18条の8に規定する保育士試験の受験見込みである者
- 3 要件規則第4条第3項ただし書の規定により保育士でない者を満3歳以上の子どもの教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる期間は、認定の日から3年とすること。ただし、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その期間を6年とすることができること。
- 4 要件規則第4条第4項ただし書に規定する適当と認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者で、認定の申請の前に採用された者をいうものとすること。
 - (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する基礎資格を有し、かつ、幼稚園教諭の普通免許状を取得できる認定課程を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条第3項に規定する短期大学又は教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

第27条の指定を受けた教員養成機関（以下「教員養成機関」という。）に在籍している者

- (2) 教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験を申請日前2年以内に受験した者
 - (3) 教育に関する業務の経験があり、かつ、教育職員免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験の受験見込みである者
 - (4) 教育職員免許法別表第8の幼稚園教諭二種免許状の項の第2欄に定める免許状を取得した後、同項の第3欄に定める最低在職年数を当該学校における教諭又は講師として勤務した場合において、同項の第4欄に定める単位数を修得するために、幼稚園教諭の普通免許状に係る課程を有する大学、短期大学又は教員養成機関に在籍しているとき又は教育職員免許法別表第3備考第6号に規定する文部科学大臣の認定する講習を受講している者
- 5 要件規則第4条第4項ただし書の規定により幼稚園の教員免許状を有しない者を学級担任とすることができる期間は、原則として認定の日から3年とすること。ただし、当分の間、相当期間にわたり幼稚園の教員免許状を有する者を確保することが困難である場合に限り、その期間を6年とすることができる。
- 6 要件規則第4条第6項に規定する認定こども園の長は、次の各号のいずれにも該当する者であること。
- (1) 子どもの教育及び保育について相当の知識及び経験を有する者であって、子育て支援についても知識を有している者
 - (2) 社会的信望があり、かつ、認定こども園の運営を行うのに必要な熱意と知識を有している者
- 7 要件規則第6条ただし書及び第10条第2項の適用については、子どもの移動が精神的、肉体的に負担とならない方法及び時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていることを前提に、個々の施設の状況により判断するものとする。
- 8 要件規則第7条第1号に規定する必要な調理のための加熱、保存等のための機器及び要件規則第7条第2号に規定する必要な調理設備に、どのような物が該当するかについては、個々の施設の委託の契約内容等を確認したうえで、衛生管理や防火対策等を含めて判断するものとする。
- 9 要件規則第11条第1項ただし書に規定する特別な理由がある場合とは、次に掲げる場合とすること。
- (1) 給食の提供を前提として、遠足等の行事の際のお弁当等の特別な場合を含んだ食事の提供に関する計画が策定され、かつ、当該計画が事前に利用者等に説明され、及びその理解を得ている場合
 - (2) アレルギー等特異な体質の子どもについて、保護者の同意を前提にお弁当等により対応する場合
- 10 要件規則第17条第1項の規定による苦情の処理に当たっては、原則としてすべての苦情を整理したうえで、その対応状況及び公表したものを確認できるようにすること。
- 11 要件規則第17条第2項の規定による公表は、ホームページ又は広報誌等を活用して行うこととし、ホームページは年3回程度の更新、広報誌等は年1回程度の発行を行うこと。
- 12 要件規則第17条第2項ただし書に規定する正当な利益を害するおそれがあるか否かの判断については、認定こども園の長が行うものとする。

第4 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請に係る手続きに関する事項

- 1 申請書等の受付は、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）及び静岡県事務

処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する規則（平成12年静岡県規則第90号）の規定により認定申請書、変更届出書、運営状況報告書及び辞退届出書の受付を各市町において行うこととされているが、その事務処理に関しては、次のとおりとすること。

- (1) 市町は、各種申請書等をこども未来課に対し進達するものとする。この場合において、変更届出書には、意見書を添付すること。
- (2) こども未来課は、幼稚園型認定こども園に係る各申請書等を受け付けた場合は幼稚園所管部局に対し、認定申請書、変更届出書及び運営状況報告書については合議を、辞退届出書については供覧をそれぞれ行うものとする。

2 申請書等の様式は、次のとおりとする。

種類	様式
施行細則第2条第2項第1号により申請書に添付しなければならない事業計画書	様式第1号（事業計画書）
施行細則第12条第3項第1号により報告書に添付しなければならない事業報告書	様式第2号（事業報告書）
削除	削除
施行細則第5条に規定する変更届出書に添付する市町意見書	様式第4号（意見書）
要件規則で定める要件に適合するため認定こども園の認定をする旨の通知	様式第5号（認定通知書）
要件規則で定める要件に適合しないため認定こども園の認定をしない旨の通知	様式第6号（不認定通知書）
法第7条の規定により県が認定こども園の認定を取り消す旨の通知	様式第7号（認定取消通知書）
法第3条第5項第4号のイからチのいずれにも該当しない旨の誓約書	様式第8号（誓約書）

3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を行う際は、必要に応じて関係課室等と調整のうえ、現地確認を行うものとする。

第5 幼保連携型認定こども園の設置者に関する事項

1 法第17条第2項第1号から第7号のいずれにも該当しない旨を確認するため、様式第9号による誓約書を提出するものとする。

第6 幼保連携型認定こども園の認可の基準に関する事項

1 土地及び建物の所有

- (1) 幼保連携型認定こども園の設置に必要な土地及び建物のいずれについても、幼保連携型認定こども園の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とする。
- (2) 不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、次の条件を付すこととする。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを

登記しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

- ・ 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- ・ 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、既存事業からの継続的財源確保、公的主体による継続的補助的安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2 園舎に備えるべき設備

基準規則第5条第3項及び第5条の2第2項に規定する必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備及び基準規則第5条第4項に規定する必要な調理設備に、どのような物が該当するかについては、個々の施設の委託の契約内容等を確認したうえで、衛生管理や防火対策等を含めて判断するものとする。

第7 幼保連携型認定こども園の設置の届出又は認可申請に係る手続きに関する事項

- 1 幼保連携型認定こども園の設置者は、設置届出書又は設置認可申請書、廃止（休止）届出書（認可申請書）及び設置者変更届出書（認可申請書）については、こども未来課に対し提出すること。
- 2 市町は、静岡県事務処理の特例に関する条例及び静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する規則の規定により変更届出書及び運営状況報告書を受け付け、こども未来課に対し進達するものとする。
- 3 こども未来課は、各届出書等を受け付けた場合は幼稚園所管部局に対し供覧を行うものとする。
- 4 申請書等の様式は、次のとおりとする。

種類	様式
施行細則第7条第2項第1号及び第8条第2項第1号により届出書等に添付しなければならない事業計画書	様式第1号（事業計画書）
施行細則第12条第3項第1号により報告書に添付しなければならない事業報告書	様式第2号（事業報告書）
法第17条第2項第1号から第7号のいずれにも該当しない旨の誓約書	様式第9号（誓約書）

- 5 幼保連携型認定こども園の認可を行う際は、現地確認を行うものとする。

第8 公私連携型認定こども園の設置の届出に関する事項

- 1 法第34条第3項に基づき、市町長による公私連携法人の指定を受けた法人が公私連携型幼保連携型認定こども園を設置するにあたっては、公私連携型幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第10号）に必要な書類を添付して市町長へ提出すること。

- 2 添付する書類の様式については、第7の4で定める様式を準用する。
- 3 公私連携型幼保連携型認定こども園設置届出書を受け付けた市町長は、公私連携型幼保連携型認定こども園設置届出書及び添付書類の内容について審査の上、公私連携法人として指定した文書の写し（市町長による原本証明がなされているもの）を添付し、こども未来課に提出すること。

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月27日から施行し、平成18年12月26日から適用する。
- 2 この要領は、施行後実態を踏まえ、必要に応じて随時改正を行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月25日から施行する。

別表（第2関係）

設置者に関する基準（社会福祉法人又は学校法人以外の者に限る）

第1 資産

- (1) 認定こども園の認定要件・認可基準及び施行に関する取扱要領第6の1土地及び建物の所有に定めた要件を満たしていること。
- (2) 認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること。
認定こども園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- (3) 財務内容が適正であること。
直近の会計年度において、認定こども園を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合等はこれに当たらない。

第2 役員

- (1) 経営者（設置者が法人である場合にあつては、当該法人の経営に携わる役員）が社会的信望を有すること。
- (2) 実務を担当する幹部職員（施設長）が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
なお、同等以上の能力を有すると認められる者とは、最低基準を満たし、かつ地方公共団体の補助対象となっている認可外保育施設で現に2年以上勤務している者であつて、教育職員免許法による教諭の普通免許状又は保育士資格を有する者であること。
また、社会福祉事業について知識経験を有する者とは次の者を指す。
 - (ア) 社会福祉に関する教育を行う者
 - (イ) 社会福祉に関する研究を行う者
 - (ウ) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - (エ) 数年以上社会福祉事業に各々の立場から関与した公認会計士、税理士、弁護士等専門知識を有する者
 - (オ) 社会福祉法人の理事
- (3) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(様式第1号)

認定こども園事業計画書

1 職員等の配置

(1) 職種別配置

認定こども園の長の氏名		専任・兼任の別		幼稚園事業又は児童福祉事業等の管理運営業務に従事した経験年数	
		専任・兼任		年～年 (年間)	
配置基準					
区分	保育を必要とする子ども以外の子ども	保育を必要とする子ども	定員合計	必要職員数	うち学級担任数
0歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 3 =$ 職員 人	
1歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 6 =$ 職員 人	
2歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 6 =$ 職員 人	
3歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 20 =$ 職員 人	人
4歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 30 =$ 職員 人	
5歳以上児	定員 人	定員 人	人	$\div 30 =$ 職員 人	
計	人	人	人	人	人
必要職員数				人	人

※配置基準の計算方法は、歳児別の子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、合計した後に小数点以下を四捨五入すること。

※時間帯別の職員配置など1日（早朝や延長を含めた園を開けている時間）の職員の配置状況を確認するため、標準的な勤務表を添付すること。

No	任用予定者	職種及び免許の種別・番号	勤務時間 (時間/週)	備考
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
常勤職員数		人		
非常勤職員数(常勤換算数)		人 (人)		
配置職員数の計(常勤職員数と常勤換算数の計)		人		

イ ア以外の職員(要件規則第2条第2項、第3項又は基準規則第3条第4項、第5項で規定する職員等)

No	任用予定者氏名	職種	勤務時間(時間/週)	備考

※幼稚園の教頭、保育所の主任保育士、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭など、クラスを担当しない職員は、備考欄にその旨を記載すること。

※常勤職員とは週40時間勤務する職員とし、非常勤職員等とは週40時間未満勤務する職員とする。

※常勤換算数とは、非常勤職員等について次の換算式により常勤換算した数をいう。

＜非常勤職員の1週間の勤務時間数の合計/常勤職員の1週間の勤務時間数＝常勤換算数(小数点第1位を四捨五入)＞

※その他の職員欄には、認定こども園の長、看護師、調理員、栄養士、事務員等、実際に園に勤務しているすべての職員等について記載すること。

(3) 学級等の編制

ア 3歳児から5歳児（保育を必要とする子ども以外の子ども及び保育を必要とする子どもの共通利用時間）

	クラス名（ 歳児）	定員	学級担任名（補助者等を含む）
1		人	
2		人	
3		人	
4		人	
5		人	
6		人	
7		人	
8		人	
9		人	
10		人	

イ 0歳児から2歳児（保育を必要とする子どもの保育）

	クラス名（ 歳児）	定員	担当者名（補助者等を含む）
1		人	
2		人	
3		人	
4		人	
5		人	

ウ 3歳児から5歳児（保育を必要とする子どもの保育）

	クラス名（ 歳児）	定員	担当者名（補助者等を含む）
1		人	
2		人	
3		人	
4		人	
5		人	
6		人	
7		人	
8		人	
9		人	
10		人	

※同一年齢の子どもについて複数の学級等がある場合は、学級等ごとに記入すること。

※幼稚園の教員免許状を有しない職員が学級担任となる場合及び保育士でない職員が保育を必要とする子どもの保育を行う場合は、それぞれ担当保育士名又は学級担任名の後に「特例適用」と記載すること。

2 職員等の資格（幼保連携型認定こども園を除く）

（1）特例希望者確認書

対象の型	特例措置の内容	氏名	資格の取得に向けた努力の状況	
幼稚園型又は 地方裁量型の 認定こども園 の場合	幼稚園の教員免許 状を有する者であ って、保育士とみ なす特例措置を希 望する者		保育士試験の受験(受験見込み を含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			指定保育士養成施設への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			保育士試験の受験(受験見込み を含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			指定保育士養成施設への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			保育士試験の受験(受験見込み を含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			指定保育士養成施設への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
保育所型又は 地方裁量型の 認定こども園 の場合	保育士であって、 学級担任とみなす 特例措置を希望す る者		教員資格認定試験の受験(受験 見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			教員養成機関への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			その他資格の取得に向けた努力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			教員資格認定試験の受験(受験 見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			教員養成機関への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			その他資格の取得に向けた努力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			教員資格認定試験の受験(受験 見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			教員養成機関への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			その他資格の取得に向けた努力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
両資格併有者の配置が困難な理由				
両資格併有者の配置に向けた努力				

※教員資格認定試験又は保育士試験の受験若しくは教員養成機関又は指定保育士養成施設への在籍が「有」
の場合は、受験票、在籍証明書等を添付すること。

3 職員の資質の向上

(1) 職員の資質の向上をめざして園として取り組む内容

--

(2) 園内研修と園外研修に対する具体的な取組

	具体的な取組	実施日数	実施上の留意点
園内の研修内容			
園外の研修内容			

4 設備

(1) 施設設備の設置状況 (※単独施設は除く。)

各建物の設置場所	<input type="checkbox"/> 同一敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接敷地内	<input type="checkbox"/> 左記以外
----------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------

※「左記以外」にチェックをした場合は、移動に係る安全の確保の方法、所要時間及び経路等が分かる資料を別途添付すること。

(2) 園舎等の面積等

建物面積	延べ床面積			m ²
	建築面積※			m ²
建物の規模及び構造※	構造及び設置階数			
乳児室	m ²	ほふく室		m ²
保育室(2歳児)				m ²
保育室(3歳児)				m ²
保育室(4歳児)				m ²
保育室(5歳児)				m ²
乳児室及びほふく室の計				m ²
乳児室、ほふく室、各歳児別保育室の合計				m ²

※については幼保連携型認定こども園以外は記載不要。

(3) 屋外遊戯場の状況

設置場所	<input type="checkbox"/> 同一敷地内	<input type="checkbox"/> 隣接敷地内	<input type="checkbox"/> 左記以外
------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------------

※「左記以外」にチェックをした場合は、移動に係る安全の確保の方法、所要時間及び経路等が分かる資料を別途添付すること。

(4) 屋外遊戯場の面積

屋外遊戯場の面積	m ²
----------	----------------

(5) 調理室の設置状況

設置の有無	有 ・ 無()
-------	----------

※調理室が設置されていない場合には、その理由を記載すること。

5 食事の提供

(1) 食事の提供状況

食事を提供する子ども	すべての子ども	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 調理委託 <input type="checkbox"/> その他（弁当等）
	その他の状況 (※歳児により提供方法が異なる場合には、次の欄に記載すること。)	
	歳児～ 歳児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 調理委託 <input type="checkbox"/> その他（弁当等）
	歳児～ 歳児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 調理委託 <input type="checkbox"/> その他（弁当等）
食事の提供日数	年間 日（その他 年間 日）	

(2) 自園調理施設

ア 調理設備の内容

保健所の指示	有 ・ 無
主要設備	<input type="checkbox"/> 食品・食器保管庫 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 集団調理が可能な調理器具 <input type="checkbox"/> 防虫網戸 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 調理担当職員用手洗い設備 <input type="checkbox"/> その他（ ） (※該当するものすべてにチェックをすること。)

イ 施設の体制

食品衛生責任者等給食責任者	職氏名	資格
利用する献立表	<input type="checkbox"/> 市町が作成したものを利用 <input type="checkbox"/> 市町が作成したものを一部変更して利用 <input type="checkbox"/> 施設が作成したものを利用 <input type="checkbox"/> その他（ ） (※該当するものにチェックをすること。)	

献立作成者	職氏名		資格
検食の有無	有 ・ 無		
給食に関する会議等の実施回数及び参加者 (※会議等参加者すべてを記載すること。)	開催予定回数等	職氏名	
		職氏名	
		職氏名	
嗜好調査の実施時期・回数等			
栄養士等の配置場所	<input type="checkbox"/> 認定こども園又は他の施設 <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> その他 () (※該当するものにチェックをすること。)		
栄養士等の職氏名			
献立等の栄養士等による指導体制			

ウ 職員の状況

調理業務従事予定者	氏 名		資格	経験年数
調理業務従事予定者の健康診断及び検便の計画	健康診断		検便	
	年	回	月	回

(3) 外部搬入施設

ア 調理設備の内容

主要設備	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 加熱機器（電子レンジ、ガスコンロ等） <input type="checkbox"/> 流し台 <input type="checkbox"/> その他（ ） (※該当するものすべてにチェックをすること。)
------	---

イ 施設の体制

食品衛生責任者等給食責任者	職氏名		資格
献立作成者	職氏名		資格
検食の有無	有 ・ 無		
給食に関する会議等の実施回数及び参加者 (※会議等参加者すべてを記載すること。)	開催予定回数等	職氏名	
		職氏名	
		職氏名	
嗜好調査の実施時期・回数等			
栄養士等の配置場所	<input type="checkbox"/> 認定こども園又は他の施設 <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> その他（委託業者等） (※該当するものにチェックをすること。)		
栄養士等の職氏名			
献立等の栄養士等による指導体制			

ウ 委託業者の適否

調理業務の受託の実績や業務概要等		
調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の計画		
調理業務従事者の健康診断及び検便の実施計画	健康診断	検便
	年 回	月 回

※委託契約書の写し及び委託業者の業務概要等が分かる資料を添付すること。

(4) 調理委託施設

ア 調理設備の内容

保健所の指示の有無	有 ・ 無
主要設備の有無	<input type="checkbox"/> 食品・食器保管庫 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 集団調理が可能な調理器具 <input type="checkbox"/> 防虫網戸 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 調理担当職員用手洗い設備 <input type="checkbox"/> その他 () (※該当するものすべてにチェックをすること。)

イ 施設の体制

食品衛生責任者等給食責任者	職氏名	資格
献立作成者	職氏名	資格
検食の有無	有 ・ 無	

給食に関する会議等の実施回数及び参加者 (※会議等参加者すべてを記載すること。)	開催予定回数等	職氏名	
		職氏名	
		職氏名	
嗜好調査の実施時期・回数等			
栄養士等の配置場所	<input type="checkbox"/> 認定こども園又は他の施設 <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> その他（委託業者等） (※該当するものにチェックをすること。)		
栄養士等の職氏名			
献立等の栄養士等による指導体制			

ウ 受託業者の適否

食品の供与施設の許可	有 ・ 無	
調理業務の受託の実績や業務概要等		
調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の計画		
調理業務従事者の健康診断及び検便の実施計画	健康診断	検便
	年 回	月 回

※委託契約書の写し及び委託業者の業務概要等が分かる資料を添付すること。

6 開園日、保育時間及び開園時間

開園日数及び開園時間等	開園日数	日／週（年間 日）	
	平日	開園時間	: ~ :
		保育時間 保育を必要とする子ども以外の子ども	: ~ :
		保育時間 保育を必要とする子ども	: ~ :
土曜日	開園時間	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども以外の子ども	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども	: ~ :	
その他	開園時間	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども以外の子ども	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども	: ~ :	
休園日	保育を必要とする子ども以外の子ども		保育を必要とする子ども

7 入園する子どもの選考

選考方法	
特別な配慮が必要な子どもの受入れ体制	

※必要に応じて選考基準表等を添付すること。

8 安全の確保等

(1) 非常災害対策

防火管理者の設置及び届出	有 ・ 無	
	「有」の場合 届出年月日 年 月 日	
消防計画又は地震防災応急計画作成	有 ・ 無	
消防計画又は地震防災応急計画の届出	有 ・ 無	
	「有」の場合 届出年月日 年 月 日	
防火管理者の職氏名	職氏名	選任年月日
		年 月 日
避難及び消火訓練の計画	避難訓練	消火訓練
	年 回	年 回
避難場所		
消防計画又は地震防災応急計画の利用者に対する周知		
職員及び園児等に対する防災教育の計画		
消防設備・火気使用設備器具等の定期点検の計画		
事故防止対策を中心とした危機管理体制		

(2) 衛生管理対策

衛生管理者又は衛生推進者の選任	有 ・ 無	
	「有」の場合 職氏名	
衛生委員会設置	有 ・ 無	

使用水の種類	<input type="checkbox"/> 都市水道又はこれに準ずる簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等の自家水 (※該当するものにチェックをすること。)
	自家水を使用する場合で、水質検査を実施した場合 ・検査依頼先 () ・検査回数 (年 回) ・検査記録の有無 (有 ・ 無) ・水源の場所 (施設敷地内 ・ 施設敷地外)
	受水槽、高架水槽等を使用している場合 ・水槽の清掃の実施 (有 ・ 無) ・排水及び汚物処理の問題点 (有 ・ 無)

(3) 健康管理等の対策

園児の健康診断の計画	内科検診 (年 回)	
	実施予定日	実施機関名
	年 月	
	年 月	
	歯科検診 (年 回)	
	実施予定日	実施機関名
	年 月	
	年 月	
職員等の健康診断の計画	実施回数	実施時期
	年 回	年 月
職員等の採用時の健康診断の状況	有 ・ 無	
保険の加入の状況	契約先	契約期間
	保障内容	保障額
受動喫煙防止対策		

9 教育及び保育の内容

(1) 認定こども園における教育及び保育を一体的に提供するための計画

ア 教育及び保育を一体的に提供するための全体計画（年間行事等を含む）

イ 具体的な指導内容

異年齢児交流 等への配慮	
食育	
小学校教育と の連携	
環境の構成	
その他	

ウ 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

特別な支援を 要する子ども への指導	
施設と家庭と の連絡・協力 体制	
職員間の連 絡・協力体制	

(2) 子どもの1日の活動内容

	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月							
火							
水							
木							
金							
土							
その他							

※子どもの1日の標準的な活動内容を記載すること。

10 苦情処理

責任者職氏名	
受付担当者職氏名	
苦情処理体制	
公表方法	

※苦情処理体制は、すべての意見等の受付から、内容の確認、対応方法の決定に至る過程を記載すること。

※公表方法は、すべての意見等の中から、公表すべき意見等の選別及び実際の公表方法（ホームページ等）について記載すること。

11 子育て支援事業

事業名	
事業内容	
事業の必要性	
工夫する点 (保護者の参加、地域の関係機関又は人材の活用等)	
対象及び利用予定人数	

実施日数及び実施時間 (日/週、 時/日)	
職員の配置状況 (専任、兼務別等)	
利用料	
補助対象事業の有無	有 ・ 無 「有」の場合 事業名「 」

※複数の事業を実施予定の場合は、欄を追加して事業毎に記載すること。

1 2 利用料 (入園料)

(単位：円)

年齢	保育を必要とする子ども以外 の子ども	保育を必要とする子ども	備考
0歳児			
1歳児			
2歳児			
3歳児			
4歳児			
5歳以上児			
その他			

※「その他」の欄には、入園料等保育料以外の料金をすべて記載すること。(子育て支援事業に関する料金は除く。)

※必要に応じて、料金表等参考資料を添付すること。

1 3 情報の開示

情報の提供	県民等に提供する内容及び提供方法等
	入所契約時個々の保護者等に提供する具体的な契約内容等

※契約書又は重要事項提供書等を必要に応じて添付すること。

1 4 自己評価及び外部評価

評価の実施計画	自己評価 ・ 外部評価
自己評価のための評価基準策定の有無	
外部評価機関の受審計画	
評価結果の公表方法	

(様式第2号)

認定こども園事業報告書

1 職員等の配置

(1) 職種別配置

認定こども園の長の氏名		専任・兼任の別		幼稚園事業又は児童福祉事業等の管理運営業務に従事した経験年数	
		専任・兼任		年～年 (年間)	
配置基準					
区分	保育を必要とする子ども以外の子ども	保育を必要とする子ども	定員合計	必要職員数	うち学級担任数
0歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 3 =$ 職員 人	
1歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 6 =$ 職員 人	
2歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 6 =$ 職員 人	
3歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 20 =$ 職員 人	人
4歳児	定員 人	定員 人	人	$\div 30 =$ 職員 人	
5歳以上児	定員 人	定員 人	人	$\div 30 =$ 職員 人	
計	人	人	人	人	人
必要職員数				人	人

※配置基準の計算方法は、歳児別の子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、合計した後に小数点以下を四捨五入すること。

※時間帯別の職員配置など1日（早朝や延長を含めた園を開けている時間）の職員の配置状況を確認するため、標準的な勤務表を添付すること。

No	任用者氏名	職種及び免許の種別・番号	勤務時間 (時間/週)	備考
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
		<input type="checkbox"/> 幼稚園教員(専修・1種・2種・臨時) [] <input type="checkbox"/> 保育士 []		
常勤職員数		人		
非常勤職員数(常勤換算数)		人 (人)		
配置職員数の計(常勤職員数と常勤換算数の計)		人		

イ ア以外の職員(要件規則第2条第2項、第3項又は基準規則第3条第4項、第5項で規定する職員等)

No	任用者氏名	職種	勤務時間(時間/週)	備考

※幼稚園の教頭、保育所の主任保育士、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭など、クラスを担当しない職員は、備考欄にその旨を記載すること。

※常勤職員とは週40時間勤務する職員とし、非常勤職員等とは週40時間未満勤務する職員とする。

※常勤換算数とは、非常勤職員等について次の換算式により常勤換算した数をいう。

＜非常勤職員の1週間の勤務時間数の合計/常勤職員の1週間の勤務時間数＝常勤換算数(小数点第1位を四捨五入)＞

※その他の職員欄には、認定こども園の長、看護師、調理員、栄養士、事務員等、実際に園に勤務しているすべての職員等について記載すること。

(3) 学級等の編制

ア 3歳児から5歳児（保育を必要とする子ども以外の子ども及び保育を必要とする子どもの共通利用時間）

	クラス名（ 歳児）	定員	現員	学級担任名（補助者等を含む）
1		人	人	
2		人	人	
3		人	人	
4		人	人	
5		人	人	
6		人	人	
7		人	人	
8		人	人	
9		人	人	
10		人	人	

イ 0歳児から2歳児（保育を必要とする子どもの保育）

	クラス名（ 歳児）	定員	現員	担当者名（補助者等を含む）
1		人	人	
2		人	人	
3		人	人	
4		人	人	
5		人	人	

ウ 3歳児から5歳児（保育を必要とする子どもの保育）

	クラス名（ 歳児）	定員	現員	担当者名（補助者等を含む）
1		人	人	
2		人	人	
3		人	人	
4		人	人	
5		人	人	
6		人	人	
7		人	人	
8		人	人	
9		人	人	
10		人	人	

※同一年齢の子どもについて複数の学級等がある場合は、学級等ごとに記入すること。

※幼稚園の教員免許状を有しない職員が学級担任となる場合及び保育士でない職員が保育を必要とする子どもの保育を行う場合は、それぞれ担当保育士名又は学級担任名の後に「特例適用」と記載すること。

2 職員等の資格（幼保連携型認定こども園を除く）

（1）特例適用者確認書

対象の型	氏名	特例措置を受けている資格の適用年月日（※すでにその資格を取得した場合はその年月日）	資格の取得に向けた努力の状況	
幼稚園型又は地方裁量型の認定こども園の場合		保育士 (年 月 日)(適用)	保育士試験の受験(受験見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(年 月 日)(取得)	指定保育士養成施設への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		保育士 (年 月 日)(適用)	保育士試験の受験(受験見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(年 月 日)(取得)	指定保育士養成施設への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		保育士 (年 月 日)(適用)	保育士試験の受験(受験見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(年 月 日)(取得)	指定保育士養成施設への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
保育所型又は地方裁量型の認定こども園の場合		幼稚園臨時免許状 (年 月 日)(適用)	教員資格認定試験の受験(受験見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(年 月 日)(取得)	教員養成機関への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			その他資格の取得に向けた努力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		幼稚園臨時免許状 (年 月 日)(適用)	教員資格認定試験の受験(受験見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(年 月 日)(取得)	教員養成機関への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			その他資格の取得に向けた努力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		幼稚園臨時免許状 (年 月 日)(適用)	教員資格認定試験の受験(受験見込みを含む)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		(年 月 日)(取得)	教員養成機関への在籍	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			その他資格の取得に向けた努力	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
両資格併有者の配置が困難な理由				
両資格併有者の配置に向けた努力				

※特例措置を受けていた資格を取得した職員については、次年度以降の報告は不要。

3 職員の資質の向上

	内容	実施日数等	備考
	指導計画の作成や教材準備、研修等の時間の確保のための工夫		
	幼稚園の教員免許状を有する者と保育士との相互理解のための取り組み		
	認定こども園の内外での職員の研修実績		

4 設備

(1) 園舎等の面積

園舎の面積		m ²	
乳児室	m ²	ほふく室	m ²
保育室(2歳児)		m ²	
保育室(3歳児)		m ²	
保育室(4歳児)		m ²	
保育室(5歳児)		m ²	
乳児室及びほふく室の計		m ²	
乳児室、ほふく室、各歳児別保育室の合計		m ²	

(2) 屋外遊戯場の面積

屋外遊戯場の面積	m ²
----------	----------------

5 食事の提供

(1) 食事の提供状況

食事を提供した子ども	すべての子ども	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 調理委託 <input type="checkbox"/> その他（弁当等）
	その他の状況 (※歳児により提供方法が異なる場合には、次の欄に記載すること。)	
	歳児～ 歳児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 調理委託 <input type="checkbox"/> その他（弁当等）
	歳児～ 歳児	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 調理委託 <input type="checkbox"/> その他（弁当等）
食事の提供日数	年間 日（その他 年間 日）	

(2) 自園調理施設

ア 施設の体制

特定給食施設の届出	有 ・ 無	
食品衛生責任者等給食責任者	職氏名	資格
利用した献立表	<input type="checkbox"/> 市町が作成したものを利用 <input type="checkbox"/> 市町が作成したものを一部変更して利用 <input type="checkbox"/> 施設が作成したものを利用 <input type="checkbox"/> その他（ ） (※該当するものにチェックをすること。)	
献立作成者	職氏名	資格

検食の有無	有 ・ 無		
給食に関する会議等の実施回数及び参加者 (※会議等参加者すべてを記載すること。)	開催回数等	職氏名	
		職氏名	
		職氏名	
嗜好調査の実施時期・回数等実績			
栄養士等の配置場所	<input type="checkbox"/> 認定こども園又は他の施設 <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> その他 () (※該当するものにチェックをすること。)		
栄養士等の職氏名			
献立等の栄養士等による指導実績			
給食施設栄養管理報告	有 ・ 無		
食品衛生監視員による立入検査	有 ・ 無		
	「有」の場合、指示事項の内容及び改善状況		
栄養指導員の助言及び指導	有 ・ 無		
	「有」の場合、指示事項の内容及び改善状況		

イ 職員の状況

調理業務従事者	氏名	資格	経験年数
調理業務従事者の健康診断及び検便の実績	健康診断		検便
	年	回	月 回

(3) 外部搬入施設

ア 施設の体制

食品衛生責任者等給食責任者	職氏名		資格
献立作成者	職氏名		資格
検食の有無	有 ・ 無		
給食に関する会議等の実施回数及び参加者 (※会議等参加者すべてを記載すること。)	開催回数等	職氏名	
		職氏名	
		職氏名	
嗜好調査の実施時期・回数等実績			
栄養士等の配置場所	<input type="checkbox"/> 認定こども園又は他の施設 <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> その他(委託業者等) (※該当するものにチェックをすること。)		

栄養士等の職氏名	
献立等の栄養士等による指導実績	

イ 委託業者の適否

調理業務の受託の実績や業務概要等		
調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実績		
調理業務従事者の健康診断及び検便の実績	健康診断	検便
	年 回	月 回

※委託契約書の写し及び委託業者の業務概要等が分かる資料を添付すること。

(4) 調理委託施設

ア 施設の体制

食品衛生責任者等給食責任者	職氏名	資格
献立作成者	職氏名	資格

検食の有無	有 ・ 無		
給食に関する会議等の実施回数及び参加者 (※会議等参加者すべてを記載すること。)	開催回数等	職氏名	
		職氏名	
		職氏名	
嗜好調査の実施時期・回数等実績			
栄養士等の配置場所	<input type="checkbox"/> 認定こども園又は他の施設 <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> その他（委託業者等） (※該当するものにチェックをすること。)		
栄養士等の職氏名			
献立等の栄養士等による指導実績			

イ 受託業者の適否

食品の供与施設の届出	有 ・ 無		
調理業務の受託の実績や業務概要等			
調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実績			
調理業務従事者の健康診断及び検便の実績	健康診断		検便
	年	回	月 回

※委託契約書の写し及び委託業者の業務概要等が分かる資料を添付すること。

6 開園日、保育時間及び開園時間

開園日数及び開園時間等	開園日数	日／週（年間 日）	
	平日	開園時間	: ~ :
		保育時間 保育を必要とする子ども以外の子ども	: ~ :
		保育時間 保育を必要とする子ども	: ~ :
土曜日	開園時間	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども以外の子ども	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども	: ~ :	
その他	開園時間	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども以外の子ども	: ~ :	
	保育時間 保育を必要とする子ども	: ~ :	
休園日	保育を必要とする子ども以外の子ども	保育を必要とする子ども	

7 入園する子どもの選考

選考方法	
特別な配慮が必要な子どもの受入れ実績	

※必要に応じて選考基準表等を添付すること。

8 安全の確保等（幼保連携型、保育所型及び幼稚園型（単独型）の各認定こども園を除く。）

(1) 非常災害対策

消防計画又は地震防災 応急計画作成	有 ・ 無	
消防計画又は地震防災 応急計画の届出	有 ・ 無	
	「有」の場合	届出年月日 年 月 日
防火管理者の届出	有 ・ 無	
	「有」の場合	届出年月日 年 月 日
防火管理者の職氏名	職氏名	選任年月日
		年 月 日
避難及び消火訓練	避難訓練	消火訓練
	年 回	年 回
避難場所		
消防計画又は地震防災 応急計画の利用者に対 する周知		
職員及び園児等に対す る防災教育		
消防設備・火気使用設 備器具等の定期点検の 報告	有 ・ 無	

消防署の立入検査の状況	有 ・ 無
	「有」の場合、検査年月日及び指示事項及び改善状況
事故防止対策を中心とした危機管理体制	

(2) 衛生管理対策

衛生管理者又は衛生推進者	有 ・ 無
	「有」の場合 職氏名
衛生委員会設置	有 ・ 無
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 都市水道又はこれに準ずる簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水等の自家水 (※該当するものにチェックをすること。)
	自家水を使用する場合で、水質検査を実施した場合 ・ 検査依頼先 () ・ 検査回数 (年 回) ・ 検査記録の有無 (有 ・ 無) ・ 水源の場所 (施設敷地内 ・ 施設敷地外)
	受水槽、高架水槽等を使用している場合 ・ 水槽の清掃の実施 (有 ・ 無) ・ 排水及び汚物処理の問題点 (有 ・ 無)

(3) 健康管理等の対策

園児の健康診断	内科検診 (年 回)	
	実施日	実施機関名
	年 月	
	年 月	
	歯科検診 (年 回)	
	実施日	実施機関名
	年 月	
	年 月	
職員等の健康診断	実施回数	実施時期
	年 回	年 月
職員等の採用時の健康診断	有 ・ 無	
保険の加入の状況	契約先	契約期間
	保障内容	保障額
受動喫煙防止対策		

9 教育及び保育の内容

(1) 認定こども園における教育及び保育を一体的に提供するための指導実績

教育及び保育を一体的に提供するための全体計画及びその計画に基づいた指導実績	
異年齢児交流等認定こども園固有の配慮	
食育の推進の実績	
小学校教育との連携	
年間行事	
環境の構成	各年齢の留意点等

<p>日々の教育及び保育の 指導に関する留意点</p>	<p>特別な配慮を要する子どもの指導</p> <p>施設と家庭との連絡・協力体制</p> <p>職員間の連絡・協力体制</p>
---------------------------------	---

(2) 子どもの1日の活動内容

	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月							
火							
水							
木							
金							
土							
その他							

※子どもの1日の標準的な活動内容を記載すること。

10 苦情処理

責任者職氏名			
受付担当者職氏名			
苦情処理実績	受付件数	解決件数	公表件数
	件	件	件
公表方法			

※公表方法は、すべての意見等の中から、公表すべき意見等の選別及び実際の公表方法（ホームページ等）について記載すること。

11 子育て支援事業の実績

事業概要	【事業内容】
	【事業の必要性】
	【工夫した点】（保護者の参加等、地域の機関及び人材等の活用など）
	【実施日数及び時間】（ 日／週、 時間／日等）
	【利用者数】（ 人／年間等）
	【職員の配置状況】（専任、兼務別等）

	【利用料】
	【補助対象事業の有無】 有 ・ 無
	【事業名】（有に○を付けた場合は記載すること）

1 2 利用料（入園料）

（単位：円）

年齢	保育を必要とする子ども以外 の子ども	保育を必要とする子ども	備考
0歳児			
1歳児			
2歳児			
3歳児			
4歳児			
5歳以上児			
その他			

※「その他」の欄には、入園料等保育料以外の料金をすべて記載すること。（子育て支援事業に関する料金は除く。）

※必要に応じて、料金表等参考資料を添付すること。

1 3 情報の開示

提供した情報	一般県民等に提供した内容及び提供方法等
	入所契約時個々の保護者等に提供した具体的な契約内容等

※契約書又は重要事項提供書等を必要に応じて添付すること。

1 4 自己評価及び外部評価

評価の実施	自己評価 ・ 外部評価
自己評価の実施	有 ・ 無
	「有」の場合、実施時期及び結果のサービスへの反映状況
外部評価機関の受審	有 ・ 無
	「有」の場合、受審時期及び結果の概要
評価結果の公表実績	

(様式第3号) 削除

(様式第4号)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇月〇日

静岡県知事 氏 名 様

市(町)長 氏 名 印

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更届出書に係る意見書

このことについて、別添のとおり〇〇〇から〇〇年〇月〇日付け第〇号であった変更の届出に対する意見は、下記のとおりです。

記

施設の名称		認定こども園の名称	
変更に対する意見			
備考			

(様式第5号)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇月〇日

あ て 先

静岡県知事 氏 名 印

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定通知書

〇〇年〇月〇日付け第〇号により申請のあった〇〇〇については、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する規則で定める要件に適合しているため、下記のとおり認定します。

記

施設の名称	
施設の所在地	
認定こども園の名称	
備考	

(様式第6号)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇月〇日

あて先

静岡県知事 氏 名 印

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の不認定通知書

〇〇年〇月〇日付け第〇号で申請のあった〇〇〇については、下記の理由により、不認定とします。

記

不認定の理由	
--------	--

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求(異議申立て)又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求(異議申立て)

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対してすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告(訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)。なお、上記1の審査請求(異議申立て)をした場合には、その審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第7号)

〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇月〇日

あて先

静岡県知事 氏 名 印

認定こども園の認定の取消通知書

〇〇年〇月〇日付け第〇号により認定の申請があり、〇〇年〇月〇日付け第〇号により認定こども園の認定をしたところですが、下記の理由により、認定を取り消します。

記

認定を取り消した理由	
------------	--

この処分について不服がある場合は、次のとおり審査請求(異議申立て)又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求(異議申立て)

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対してすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告(訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。)。なお、上記1の審査請求(異議申立て)をした場合には、その審査請求(異議申立て)に対する裁決(決定)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第8号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

静岡県知事 様

住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置認定の申請に当たり、下記に該当しない者であることを誓約します。

記

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号)

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しない者を含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

(様式第9号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

静岡県知事 様

住所

氏名 (法人にあっては名称及び代表者名)

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可の申請に当たり、下記に該当しない者であることを誓約します。

記

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号)

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第二十二条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第二十二条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 五 申請者が、第十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十二条第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 申請者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下第7号において同じ。)又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第一号、第二号又は前号に該当する者
 - ハ 第二十二条第一項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日以前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)
 - ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日以前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

(様式第10号)

公私連携型幼保連携型認定こども園設置届出書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地

氏 名 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

印

氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。

公私連携型幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

新設・既存別	<input type="checkbox"/> 新設施設 <input type="checkbox"/> 既存施設（注）			
施設の名称				
所在地				
幼保連携型認定こども園の長となる者の氏名				
運営開始予定年月日	年 月 日			
目的				
利用定員	区 分	満3歳未満児	満3歳以上児	小計
	保育を必要とする子どもの数	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数	人	人	人
	計	人	人	人

添付書類

- (1) 施行細則第12条第1項各号に掲げる事項を記載した事業計画書
 - (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、登記事項証明書及び定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類）
 - (3) 施設の付近の見取図並びに園舎及び屋外遊戯場の配置図
 - (4) 園舎及びその設備の面積及び構造を示す図面並びに屋外遊戯場の面積を示す図面
 - (5) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
 - (6) 幼保連携型認定こども園の長となる者の履歴書
 - (7) 職員の資格を証する書類の写し
 - (8) 幼保連携型認定こども園の業務に係る保険契約書又は共済契約書の写し
 - (9) 貸借対照表及び資金収支計算書又はこれらに類する書類
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- (注) 既存施設とは設置後相当の期間を経過した施設をいい、新設施設とはそれ以外の施設をいう。